

組合員と別居している被扶養者への仕送り要件が 令和7年10月1日から変更となります

組合員の被扶養者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」と定められています。組合員と別居している家族を被扶養者として認定する際には、組合員が当該家族の生活費を主に負担していることを確認するため、「経済的援助額（以下「仕送り額」という。）」の調査を行っており、この仕送り額に関して、組合員が別居している被扶養者世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると判断できる基準（**最低仕送り額**）（※）を新たに決めました。

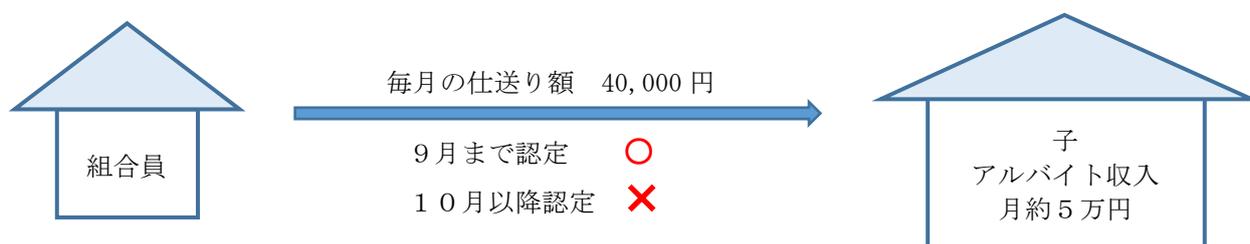
令和7年10月1日から、組合員と別居している被扶養者への仕送り要件が次のとおり変更となり、現在認定中の被扶養者については、10月以降、仕送り要件を満たさない場合は、「仕送り額の増額」又は「認定取消の手続き」が必要となりますので、ご確認をお願いします。

（※）人事院で算定される全国標準世帯生計費における一人世帯の標準生計費（月額119,110円（令和6年4月））を参考に、被扶養者認定における収入基準額の半分以上の額（最低仕送り額）を組合員が経済的に負担している場合に「組合員が主たる扶養者である」と判断することとします。

（1）仕送り額について

- ① 仕送り額が、組合員と別居している被扶養者1人につき、
 - i：被扶養者の総収入（仕送り額等を含む。）の3分の1
 - ii：**最低仕送り額 年額65万円（月額54,167円）**のいずれか高い額を下回る場合には、被扶養者として認められません。
- ② 組合員と別居している被扶養者が2人以上で同居している場合は、仕送り額が、
 - i：同居している被扶養者の総収入（仕送り額等を含む。）の3分の1
 - ii：**最低仕送り額 年額130万円（月額108,334円）**のいずれか高い額を下回る場合には、被扶養者として認められません。
- ③ 被扶養者（組合員の配偶者である被扶養者を除く。）に配偶者がいる場合（父母等）で、被扶養者及びその配偶者（以下「夫婦」という。）が同居している場合は、仕送り額が、
 - i：夫婦の総収入（夫婦一方の認定の場合であっても、仕送り額等を含む双方の収入を合算した額）の3分の1
 - ii：**最低仕送り額 年額130万円（月額108,334円）**のいずれか高い額を下回る場合には、被扶養者として認められません。
※夫婦が別居している場合は、上記①となります。

例1）別居している子への仕送り額（前記（1）－①の場合）



被扶養者認定に必要な仕送り額… i、ii いずれか高い額

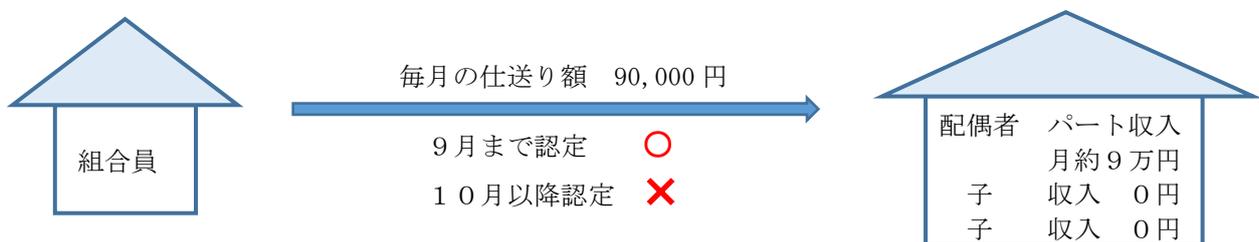
i : 30,000 円 (子の総収入額 (アルバイト 5 万円 + 仕送り 4 万円) の 1/3 の額)

ii : **54,167 円** (最低仕送り額)

⇒ これまでは、毎月の仕送り額が総収入の 1/3 以上の額 (i) を満たしていたため、認定されていましたが、変更後は最低仕送り額 (ii) を下回るため、認定不可となります。

参考 ・ 収入基準額 130 万円未満の者への仕送り額は、毎月 54,167 円以上必要
・ 収入基準額 130 万円以上 180 万円未満の者への仕送り額は、被扶養者の総収入の 1/3 以上の額が必要

例 2) 別居している配偶者及び子への仕送り額 (前記 (1) - ②の場合)



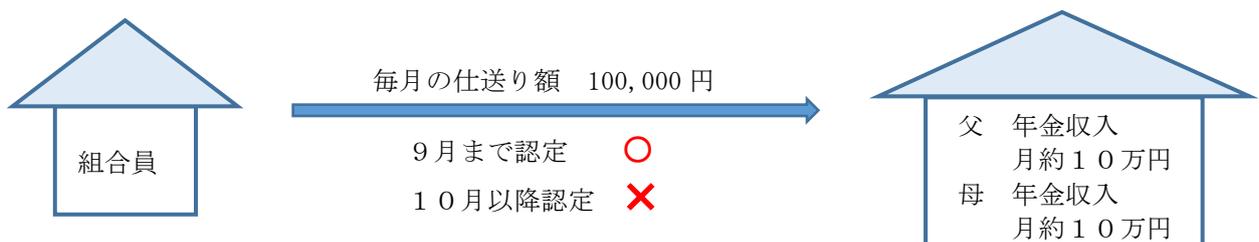
被扶養者認定に必要な仕送り額… i、ii いずれか高い額

i : 60,000 円 (配偶者及び子の総収入額 (パート 9 万円 + 仕送り 9 万円) の 1/3 の額)

ii : **108,334 円** (最低仕送り額)

⇒ これまでは、毎月の仕送り額が被扶養者 3 名の総収入の 1/3 以上の額 (i) を満たしていたため、認定されていましたが、変更後は最低仕送り額 (ii) を下回るため、認定不可となります。

例 3) 別居している父母への仕送り額 (前記 (1) - ③の場合)



被扶養者認定に必要な仕送り額… i、ii いずれか高い額

i : 100,000 円 (父母の総収入額 (年金 20 万円 + 仕送り 10 万円) の 1/3 の額)

ii : **108,334 円** (最低仕送り額)

⇒ これまでは、毎月の仕送り額が父母の総収入の 1/3 以上の額 (i) を満たしていたため、認定されていましたが、変更後は最低仕送り額 (ii) を下回るため、認定不可となります。

例4) 別居している父母への仕送り額 (前記(1) - ③の場合)



被扶養者認定に必要な仕送り額… i、ii いずれか高い額

i : **113,334 円** (父母の総収入額 (年金・パート 23 万円 + 仕送り 11 万円) の 1/3 の額)

ii : 108,334 円 (最低仕送り額)

⇒ 毎月の仕送り額が最低仕送り額 (ii) を満たしていますが、父母の総収入の 1/3 以上の額 (i) を下回るため、認定不可となります。なお、仕送り額は **毎月 115,000 円以上必要** となります。

(2) 仕送り方法について

① これまでと同様、仕送り額が客観的に確認できる方法 (いつ・誰から誰に・いくらを送金をしたのかが確認できる方法) によるものとし、**毎月一定額を送金することを原則**とします。

② 被扶養者の認定時及び被扶養者の資格調査時 (例年 7 月～8 月に実施) に、仕送り額が客観的に確認できる書類の提出が必要となりますので、大切に保管してください。

なお、仕送りをしている確認ができない場合は、認定の取消しとなる場合があります。

例) ・受取人名 (被扶養者の氏名) が記載された組合員名義の通帳の写

・振込人名 (組合員の氏名) が記載された被扶養者名義の通帳の写

・振込人名 (組合員の氏名) 及び受取人名 (被扶養者の氏名) が確認できるネットバンキングの振込履歴画面

・振込依頼書の写

※ 大学等に学生として在籍する子、組合員の勤務形態 (人事異動による単身赴任等) 等により一時的に別居を余儀なくされる配偶者及び子については、仕送り額が客観的に確認できる書類の提出は不要です。

③ 「組合員が家賃を負担している」「組合員が光熱費等を負担している」など、被扶養者の口座への直接送金以外の援助についても考慮しますので、その場合は、組合員が家賃や光熱費等を負担していることが客観的に確認できる書類を併せて提出してください。

例) 被扶養者が居住するマンション等の賃貸借契約書とその家賃が引き落とされていることが確認できる組合員名義の通帳 など

④ 被扶養者が施設等に入所しており、入所に要する費用を組合員が負担している場合は、入所費用を組合員が負担していることが客観的に確認できる書類を提出してください。

なお、入所費用が被扶養者自身の収入 (年金等) で賄える場合は、組合員と生計維持関係があるとはいえないため、被扶養者として認められません。

- ⑤ 手渡しによる方法、日用品・食料品等の現物による方法、数か月分をまとめて送金する方法等は認めておりません。

(3) その他

- ① 令和8年度の被扶養者の資格調査において、令和8年1月から6月までの仕送り額の確認書類の提出が必要となります。仕送り額の増額がなく、仕送り額の要件を満たしていない場合は、遡って認定取消（令和7年10月まで）となります。
- ② 仕送り額の要件を満たしている場合でも、組合員の収入額や被扶養者の収入額、扶養人数などを考慮し、実態にそぐわない仕送り額の場合は、認定不可となる場合があります。

被扶養者の認定・取消に関するお問い合わせ先
総務課総務係 TEL 089-945-6326